平成２４年（フ）第５５８８号
東京都港区白金台３丁目16―10―908
債務者　山崎　茂美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７号
帯広市南町南８線76番地１
債務者　佐藤和賀子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
静岡市葵区瀬名中央３丁目23番12号
債務者　竹内カオリ
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５号
静岡県焼津市中里201番地
債務者　坂上　　卓
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５号
静岡県焼津市中根493番地の１　中根マンションＥ棟201号
債務者　鈴木　桃子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
東京都調布市飛田給３丁目５番地16ハイム高木102
債務者　松岡　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２１号
静岡県浜松市中区早出町1119番地の８
債務者　森田　一騎
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５４４６号
東京都東村山市本町４丁目11　本町アパート14―601
債務者　樅山紀江子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４４７号
東京都町田市木曽東４丁目12　イ14―201
債務者　吉田　　進
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２８号
静岡市駿河区大坪町３番17号　大坪ハイツ612号
債務者　一之瀬久美子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７号
熊本県八代市鏡町鏡村461番地５
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第７２号
沖縄県宜野湾市字赤道33番地
債務者　諸見里真奈美（旧姓新本）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９０号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目４番21号
債務者　大石　綾乃（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５４８５号
東京都足立区西伊興１丁目10―15―205
債務者　笠井　邦美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１００６号
兵庫県西宮市甲陽園西山町２番３―206号
破産者　本岡　範雄
1　決定年月日　平成24年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２０号
兵庫県西宮市樋之池町７番３―408号、前住所兵庫県西宮市久出ヶ谷町２番７号
破産者　濱田　満則
1　決定年月日　平成24年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目11番地の１　リバーサイド武庫川201号
破産者　上田　浩二
1　決定年月日　平成24年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係